

オフサイト P P A方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務
質問書への回答

【質問 1】

公募型プロポーザル実施要領 3. 事業期間 (2) 完了期限が令和 8 年 3 月 31 日
となっていますが、この期限は系統連系の認可が下りていることが前提でしょうか。

《回答 1》

当該期限内での系統連系の認可を前提とはしておりません。

【質問 2】

系統連系空き容量の確認はされているでしょうか。また、系統連携接続費用は概算
でも承知しているのでしょうか。分かっているのであれば費用の金額は提供可能でし
ょうか。

《回答 2》

系統連系空き容量は示されておりませんが、県が令和 5 年度に実施した接続検討業務
結果では、出力制御量に影響を与える主な設備であるローカル系統西八戸線におい
て、系統連系が可能であり、概算工事費の総額は 1.2 百万円（消費税込み）で、工事
費負担金の総額は 0.9 百万円（消費税込み）程度と見込まれております。

なお、現在、再度、電力会社様へ接続検討業務を依頼しているところであり、選定
事業者には、本検討結果を提供します。

【質問 3】

PPA の方式（バーチャル/フィジカル）と評価について

・実施要領：第 5 「評価基準・配点」 仕様書：3 事業内容- (1) エ

オフサイト PPA において、発電した電力を需要施設（県庁舎）へ物理的に送電する
「フィジカル PPA」方式と、送電網を介さずに環境価値と金銭決済を行う「バーチャ
ル PPA」方式のどちらを想定されているか、あるいは、どちらの方式でも評価（配
点）に差はないかをご教示ください。

《回答 3》

オフサイト PPA における方式によらず、評価基準に則り、評価するものです。

【質問 4】

電力供給責任と負荷追従の基本方針について

・仕様書：3 事業内容- (1) エ、7、別紙 2

発電設備（1MW 以上 2MW 未満）から供給される電力は、県庁舎の需要（予定契約電力
1,800kW、予定使用電力量 6,840,000kWh/年）の一部となります。この需要と発電量の

差分となる不足電力の調達責任（負荷追随）は、本 PPA 事業者が負うものとして提案に含めるべきでしょうか。または、貴県側で別途調達を行う予定でしょうか。

《回答 4》

不足電力の調達は、県で実施するものです。

本業務ののち、本 PPA 事業者と電力供給契約を締結することとなりますが、県行政機関として施設の安定的な運用のため、本 PPA 事業者にながれましては、青森県庁舎における電力調達契約の受注者と分割供給が可能である必要があります。

【質問 5】

不足電力（負荷追随）の提案の可否について

・実施要領：第 5-6「独自提案」

質問の不足電力の調達・供給に関し、事業者が実施する旨を、実施要領の「独自提案」項目（第 5-6）として提出することは可能でしょうか。

《回答 5》

不足電力の調達・供給に関する提案を妨げるものではありませんが、本プロポーザルは、あくまでも PPA 事業者による発電設備設置及び電力供給等に関する提案について評価するものです。

【質問 6】

発電計画の提出・連絡方法について

・仕様書：全体

PPA 事業と県庁舎への最終的な電力供給（負荷追随）が別の契約・事業者となる場合、かなり煩雑なやり取りになることが予想されます。PPA 事業者が電力広域的運営推進機関等に提出する発電計画（30 分単位）について、計画の変更があり次第、県庁舎への最終供給者に対し、どのような方法（連絡手段、データ形式、提出頻度など）により提出・連携を行うこととなりますか。具体的な手続きの概要をご教示ください。

《回答 6》

本 PPA 事業者及び本 PPA による電力供給を除いた電力調達契約の受注者においては、いずれも分割供給の協議等において、県庁舎への安定した電力供給が可能であるものとし、その際の具体の手続きにおいても、分割供給の協議において決定するものです。

【質問 7】

事業期間の不一致による計画変更の責任について

・実施要領：第 2-3（3） 仕様書：第 3-（2）ウ

PPA 事業の運転期間が 20 年間であるのに対し、負荷追随を行う最終供給者が「毎年入札」など短期契約となった場合、PPA 事業者は、負荷追随側の条件変動に合わせて、長期（20 年）の PPA 発電計画を毎年変更する必要があるのか、あるいは、PPA 事業者の計画に負荷追随側が合わせることが条件となるのか、どちらになりますか。

《回答 7》

本 PPA 事業者及び本 PPA による電力供給を除いた電力調達契約の受注者においては、いずれも分割供給の協議等において、それぞれ必要となる発電計画の見直しを実施するものであり、想定される発電計画の見直しに対し、幅広く対応できる等の提案があれば、独自提案において、評価基準に則り、評価するものです。

【質問 8】

流通費用調整の算定について

・仕様書：第 3-（3）カ、別紙 1

PPA 事業者（発電側）と負荷追随事業者（小売側）が異なる事業者となる場合、需要家（県庁舎）が託送基本料金相当額を二重に負担しないよう、事業者間で「流通費用調整」を行う必要があります。貴県として、この「流通費用調整額」を算定するための特定の計算方法や調整単価を事前に定めているか、あるいは、提案事業者側で調整方法を独自に設計し提案することを求めているかをご教示ください。

《回答 8》

流通費用調整額を算定するための特定の計算方法や調整単価は、事業者間で決定するものであり、当該手法についての提案を本業務における必須の条件として求めているものではありません。

【質問 9】

契約単価について

・仕様書：（3）

PPA において、計画と実績の乖離により生じるインバランス料金を負担するのは需要家（青森県）でしょうか、選定事業者側でしょうか。

《回答 9》

原則として、発電事業者となります。

【質問 10】

事業期間について

・仕様書：（2）イ

「原則として、令和 8 年 3 月 31 日（火）までに設置工事を完了し」とあるが、部材の納期の関係（変圧器は規格改定のため、納品までかなりの期間を要します）でこのス

ケジュールでの完工は困難に思われます。この条件は必須でしょうか。

《回答 1 0》

仕様書のとおりとなります。本業務における変更等については、協議によるものとします。

【質問 1 1】

予想されるリスクと責任分担について

・仕様書：別紙 2

本仕様書の中に系統連系負担金に関する記載が見受けられないが、こちらの費用は県が負担するという認識でよろしいでしょうか。事業採算性を判断するうえで、重要な要件となりますので、金額を把握されている場合、ご教示ください。

《回答 1 1》

本業務に必要な発電設備等整備費用については、発電事業者の負担となります。負担金の見込み等については、《回答 2》のとおりです。

【質問 1 2】

設備の設置

・仕様書：5

本事業を実施する区域は、雨水流出抑制施設の設置が義務付けられていますでしょうか。

《回答 1 2》

当該土地において、現在、雨水流出抑制施設の設置は、義務付けられておりません。

【質問 1 3】

第 2・2. 業務内容

環境省の地域脱炭素以降・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用とのことだが、具体的に適用となる補助額、範囲、上限額をご教授いただきたい。

《回答 1 3》

最大補助対象経費は 3. 2 億円、交付率は補助対象経費の 1 / 2、上限額は 1. 6 億円です。範囲は、環境省 HP における「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別表第 1（交付対象事業費：設備整備事業）」のとおりです。

【質問 1 4】

第 2・3. 事業期間

補助金の申請や手続きに関する想定スケジュールと、補助金の交付時期についてご教示いただきたい。

《回答 1 4》

想定として、令和 8 年 1 月頃の申請としております。詳細については、事業者選定後にお知らせします。

交付時期は、本業務の完了次第、その実績をもって交付となります。

【質問 1 5】

第 2・3. 事業期間

「県の都合により施設が一定期間休館あるいは改修工事等を行う場合」と記載されているが、現在の需要量の低下が懸念されるような工事等について現時点で予定されているものはあるか。また、他の要因で将来的に現在の需要状況（契約電力 1,800kW）から大きく変動する可能性は現時点であるか。

《回答 1 5》

現時点で需要量の低下が懸念されるような工事等については予定されておらず、また、他の要因で将来的に現在の需要状況から大きく変動する予定等はありません。

【質問 1 6】

第 2・3 事業期間

現在、需要設備（青森県庁）において太陽光などの自家消費発電は存在するか。また、今後、オンサイト PPA のような自家消費発電を導入する予定はあるか。（導入予定がある場合、オフサイト PPA のシミュレーションや単価算定に影響があることから、確認するもの。）

《回答 1 6》

現在、県庁舎において太陽光発電設備等自家消費発電設備はありません。

また、今後、県庁舎において、本事業とは別に、新たなオンサイト PPA のような自家消費発電を導入する予定はありません。

【質問 1 7】

第 5・5. 評価基準・配点

「5. 地域共生及び地域貢献策」の県内事業者の提案とは、資材調達先や施工会社、協力会社の営業所等の拠点が貴県に設けられている形で問題ないか。

《回答 1 7》

問題ありません。

【質問 18】

3. 事業内容

オフサイト P P A の契約単価の上限「税込み 31 円/kWh」は、再エネ賦課金と託送費を含む値となるか。

《回答 18》

契約単価は、再エネ賦課金と託送費を含むものです。

【質問 19】

5. 設備の設置

野球場のフェンス・ポール・ネットについて、撤去の場合は貴県でご対応いただけるのか。

《回答 19》

原則として、発電設備の設置等工事に係る諸費用は、発電事業者の負担となります。